

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年8月1日～ 令和9年7月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和7年1月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和6年9月～ 社員へ聞き取り、検討開始
- 令和6年10月～ 専門家による制度の作成と導入、社内報などによる社員への周知

目標2：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等についてのパンフレットを作成し、全社員に配布して制度の周知を図る

<対策>

- 令和6年11月～ 社員へ聞き取り、検討開始
- 令和6年12月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修及び社内報などによる全社員への周知

株式会社マルニ